

条例指定寄附金を受領される法人・団体等の皆様へ (個人県民税関係)

鹿児島県総務部税務課

日頃から、県政の推進に御協力いただきありがとうございます。
さて、このたび、鹿児島県におきましては、鹿児島県税条例の改正により、以下の寄附金（鹿児島県内に主たる事務所を有する法人又は団体等に対するものに限り）を個人県民税の寄附金税額控除の対象として指定いたしました。

- 1 所得税法第78条第2項第2号に掲げる寄附金
(公益を目的とする事業を行う法人又は団体(国立大学法人等)に対する寄附金のうち財務大臣が指定したもの)
- 2 所得税法第78条第2項第3号に掲げる寄附金
(特定公益増進法人(独立行政法人、公益社団法人・公益財団法人、学校法人、社会福祉法人、更生保護法人等)に対するもので、当該法人の主たる目的である業務に関連する寄附金)
- 3 租税特別措置法第41条の18の2第2項に規定する特定非営利活動に対する寄附金
(認定NPO法人、仮認定NPO法人が行う特定非営利活動に関する寄附金)
- 4 所得税法第78条第3項の規定により特定寄附金とみなされる金銭
(認定特定公益信託に対して支出した金銭)

※ 平成24年1月1日以後に支出された寄附金から適用となります。

※ 鹿児島県内に主たる事務所を有していない法人又は団体等に対する上記1～4の寄附金につきましては、知事が個別指定した場合に限り寄附金税額控除の対象となります。

個別指定の手続等につきましては、「個人県民税寄附金税額控除に関して鹿児島県の個別指定を受けようとする法人・団体等の皆様へ」をご覧ください。

つきましては、個人(県民)の方から寄附金を募集・受領される際には、以下の点にご留意くださるようお願いいたします。

1 寄附者の方への周知

寄附をお願いする方あるいは寄附していただいた方に対し、制度の概要や、控除を受けるために必要な手続きについて周知して下さるようお願いいたします。

「寄附された方へ(個人住民税の寄附金税額控除についてのお知らせ)」をご活用ください。

2 寄附金を受領した場合の証明書の交付

寄附金を受領した場合は、別添の例を参考に、寄附者に対し次の(1)～(7)を記載した「寄附金受領証明書」を交付してください。

- (1) 寄附者の住所
 - (2) 寄附者の氏名
 - (3) 受領した寄附金の額
 - (4) 寄附金を受領した年月日
 - (5) 貴団体(条例指定団体等)の名称
 - (6) 貴団体(条例指定団体等)の主たる事務所の所在地及び電話番号
 - (7) 貴団体(条例指定団体等)の印鑑
- 別添参考例 寄附金受領証明書

3 寄附者名簿の作成・保存・提出

(1) 寄附金を受領した場合は、寄附者名簿を暦年ごとに市町村別に作成し、7年間保存してください。

→ 寄附者名簿(様式)

(2) 作成した寄附者名簿については、寄附金を受領した年の翌年の3月15日までに、各市町村の税(住民税)担当課に提出してください。